

# ～健康サポート薬局研修～

## 健康サポートのための多職種連携研修会

主催：広島県薬剤師会、共催：日本薬剤師会

「健康サポート薬局」となる場合には、厚生労働大臣が定める基準で規定される「常駐する薬剤師の資質に係る所定の研修」を修了し、薬局において薬剤師として5年以上の実務経験がある薬剤師が常駐する必要がある、届出にあたっては研修修了証の提出が必要です。

そこで日本薬剤師会・日本薬剤師研修センターの両団体が当該研修の実施機関として、合同で、厚生労働省が指定する確認機関（日本薬学会）への届出を行っており、本会はその協力機関として、本研修会を開催いたします。

### ◆受講対象者

健康サポート薬局研修修了証の発行日が2017年、2018年、2019年の方で、更新を希望される方は受講してください。

更新時期については、本会ホームページに「健康サポート薬局研修修了証交付者リスト」を掲載しておりますので、適宜ご確認ください。

研修A（本年度2回目）、研修Bの開催日時は未定です。決定次第にお知らせいたします。

新規で受講を希望される方は、定員を超える場合、健康サポート薬局制度推進のため、既に薬局での5年の実務経験を有する方、チェック項目全て該当する方を優先させていただきます。また上記の条件を満たしている方が多数いらっしゃる場合には広島県薬剤師会認定基準薬局に所属する会員を優先的に受け付けます。

### ◆受講にあたって

zoomを用いたオンライン参加、もしくは来場参加となります。

オンライン参加の場合はグループワークの際、カメラが必要であり、研修会中に配布される資料の閲覧、ファイル作成も必要ですので、**スマートフォン、iPadではなく必ずカメラ付きのパソコンでご参加ください。**

### ◆日 時

研修A 7月30日（日）8:45～13:20（WEB参加型・アイブレイク15分を含む）  
" 9:00～13:20（来場参加型・場所は広島県薬剤師会館）

### ◆受講料（研修A）

3,000円 広島県薬剤師会会員  
2,500円 広島県薬剤師会認定基準薬局に所属する広島県薬剤師会会員  
9,000円 広島県薬剤師会非会員

**※お申し込みいただいた後、7月14日（金）に受講料お振込み等のご連絡をいたします。**

#### ◆申込締切日

令和5年7月13日（木） 16:00

但し、定員（~~WEB20名~~・来場40名）になり次第締め切ります。

#### ◆研修内容

A研修
●基本理念【70分】
●当該地域の医療・保健・健康・介護・福祉等の資源と健康サポート薬局の連携【90分】
●演習【70分】
●まとめ、レポート作成【30分】

#### ◆受講証明書、研修修了証について

本研修会を受講し、所定のレポートを提出された方に、当該研修会の「受講証明書」を後日発行いたします。但し、研修中にログが抜けている時間を確認した場合は、受講証明書を発行いたしませんので、ご注意ください。

- 健康サポート薬局の研修修了証は、発行から6年間に限り有効です。但し、有効期限の2年前以降の研修を再履修・修了した場合には、有効期限の6年間延長（以降「更新」という）が可能です。更新手続きを期限内に行うためには、有効期限の2年前～2ヵ月前の間に開催される研修会Aを受講する必要があります。また、申請書の郵送にかかる日数も考慮する必要がありますので、「有効期限2年前」以降の初回の研修会Aを受講するようにしてください。
- 地域連携薬局の認定についてはA、B、e3つの受講証明書が[地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定基準に関するQ&Aについて](#)で示されている「研修の受講を修了した旨の証明書」として取り扱われます。

本研修会は、日本薬剤師研修センター研修単位の認定はありません。

手続き方法等詳細は

日本薬剤師会 (<https://www.nichiyaku.or.jp/activities/support/kensyu.html>)

日本薬剤師研修センター

(<https://www.jpec.or.jp/nintei/kenkosupport/index.html>)

健康サポートeラーニング (<https://www.jpakensapo.jp/>)

をご参照ください。

※健康サポート薬局である旨を表示しようとする薬局が満たすべき事項は以下の通りです。

(1) かかりつけ薬局の基本的機能

- ①かかりつけ薬剤師選択のための業務運営体制
- ②服薬情報の一元的・継続的把握の取組と薬剤服用歴への記載
- ③懇切丁寧な服薬指導及び副作用等の予防
- ④お薬手帳の活用
- ⑤かかりつけ薬剤師・薬局の普及
- ⑥24時間対応

- ⑦在宅対応
- ⑧疑義照会等
- ⑨受診勧奨
- ⑩医師以外の多職種との連携
- (2) 健康サポートを実施する上での地域における連携体制の構築
  - ①受診勧奨
  - ②連携機関の紹介
  - ③地域における連携体制の構築とリストの作成
  - ④連携機関に対する紹介文書
  - ⑤関連団体等との連携及び協力
- (3) 健康サポート薬局に係る研修を終了し、一定の実務経験を有する薬剤師の常駐（複数の薬剤師がいる薬局では、複数名のサポート薬剤師の常駐が確認されますので、ご注意下さい。）
- (4) 個人情報に配慮した相談窓口
- (5) 薬局の外側と内側における表示
- (6) 要指導医薬品等、介護用品等の取り扱い
  - ①要指導医薬品等の取り扱い
  - ②専門的知識に基づく説明
- (7) 開店時間
- (8) 健康サポートの取組
  - ①健康の保持増進に関する相談対応と記録の作成
  - ②健康サポートに関する具体的な取組の実施
  - ③健康サポートに関する取組の周知
  - ④健康の保持増進に関するポスター掲示、パンフレット配布

各項目の詳細につきましては[日本薬剤師会Webサイト](#)をご確認ください。

**◆本研修会へのお申込みはこちらをクリック**



**6月26日(月)10:00～受付開始**

(Internet Explorer 以外のブラウザをご利用ください。)